

令和 7 年度（2025 年度）予算の編成方針について

令和 7 年度予算の編成方針を次のとおり定めたので、真庭市財務規則第 6 条の規定により通知する。

記

1 経済状況と国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が令和 6 年 9 月 18 日に公表した月例経済報告によると、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

政府が令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太方針 2024) では、物価上昇の実現や官民連携投資による社会課題解決と生産性向上に取り組むとしている。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和 5 年度決算に基づく本市の財政状況は、歳出ベースでは、バイオ液肥濃縮施設、小学校改修及び庁舎 LED 化等の事業を実施したことにより前年度比 2.6%の増となった。

財政健全化判断比率については、いずれの指標も国が示す早期健全化基準を下回っており、財政の健全性が保たれているといえる。

一方で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 93.4%と、前年度より 1.7 ポイント上昇した。これは、法人市民税や固定資産税など市税の減少、指定管理料や物価高騰・老朽化による施設の維持管理費等の増加によるもので、今後も義務的経費等の増加により財政構造は硬直化が進む見込である。

財政の見通し（令和 6 年 10 月策定）によると、歳入では、市税収入の大幅な増額が見込めない中、合併特例事業債が終了するなど、財源の確保が困難な状況にあり、令和 7 年度以降も収支が赤字となる非常に厳しい財政状況を見込んでいる。

歳出では、持続的な地域発展を意識した未来への投資を積極的に推進していく中で、久世第二こども園（仮称）整備及び公共施設 L E D 化といった大型事業の実施に加え、物価高騰や賃金上昇に伴う経常経費など、財政負担の増加が想定されている。

今後の財政運営にあたっては、時代の動きに呼応した地方財政措置を活用するなどあらゆる手段で財源確保に努め、事務事業の見直しや dX の推進等による経常経費のコンパクト化を図るなど、変化を恐れることなく前例踏襲という固定観念から脱却し、将来を見据えて効果や目標から逆算した事業の再構築を進めなければならない。

図 1 経常収支比率の推移（令和 6 年 10 月財政の見通しによる推計）

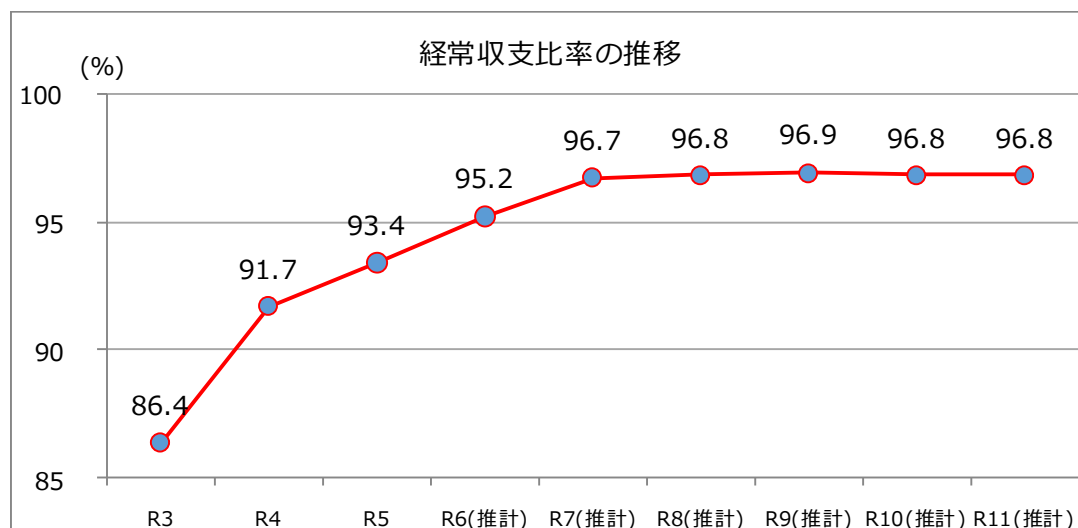


図 2 市税の推移（令和 6 年 10 月財政の見通しによる推計）

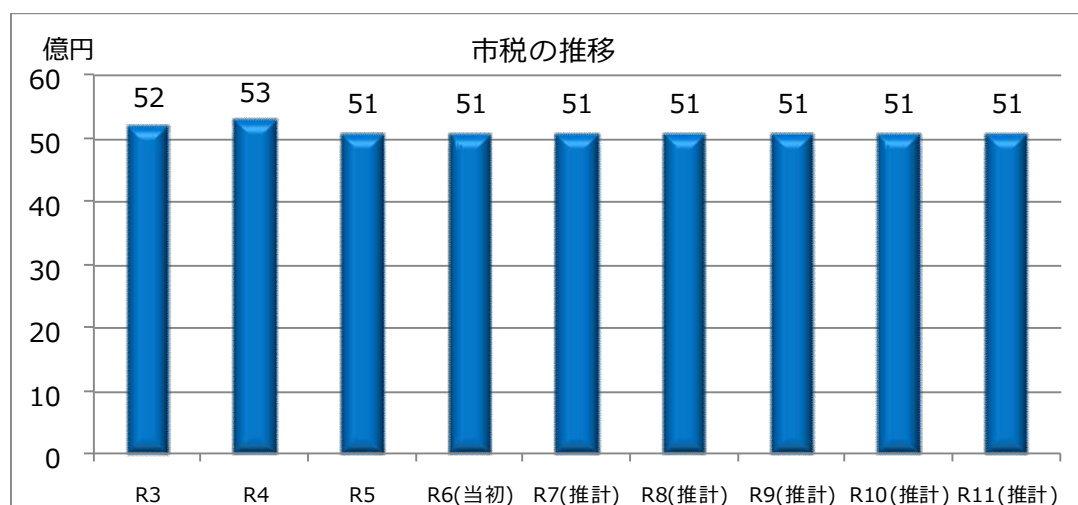


表1 歳入・歳出の推移（令和6年10月財政の見通しによる推計）

区分	R3	R4	R5	R6 (当初)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)
歳入	36,137	35,485	36,421	34,618	32,250	32,298	31,910	31,559	31,565
歳出	34,576	33,517	34,389	34,618	33,917	33,586	33,158	32,742	32,744
収支	1,561	1,968	2,032	0	▲1,667	▲1,288	▲1,248	▲1,183	▲1,179

3 予算編成の基本方針

世界情勢の不安定化による物価高騰等、先が見通せない厳しい経済情勢の中にあっても、真庭市を次世代に引き継いでいくため、「真庭ライフスタイル」の多彩性を一層充実・成長させ、地方分散型のモデルを目指す「SDGs 未来杜市」として、地域価値を高め、暮らしやすく活力のある地域を創り上げていくことに変わりはない。

社会環境の変化や多様化するニーズについても、よりの確に把握し、安心して出産・子育てができ、地域全体でこどもを支えはぐくむ「みんなではぐくむ子育てのまち」、市民一人ひとりが真の豊かさを実感できる「共生社会まにわ」、かけがえのないふるさとを未来につなぐ「2050 ゼロカーボンシティまにわ」の実現を目指していく。

引き続き中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を堅持しつつ、現在策定中の「第3次真庭市総合計画」や「第2期真庭市まち・ひと・しごと総合戦略」に沿って、持続的な地域発展を意識した将来への投資は積極的に行うこととする。

特に、人口減少対策を最重要課題として位置づけ、次の項目について重点を置き、将来を見据えて積極果敢に各種事業に取り組むものとする。

【重点的に実施する取組】

- 1) 回る経済と脱炭素への挑戦
- 2) にぎわいにあふれ豊かさを実感できる真庭
- 3) 安心して暮らし続けることのできる真庭
- 4) 支え合い、いきいきと誰もが活躍できる真庭
- 5) 夢を持ち未来を拓くことのできるひとづくり
- 6) こどもはぐくみ応援プロジェクトの推進

4 予算編成に際しての留意点

持続可能な行財政運営を行っていくため、政策目的を明確化した上で、統計や指標等の客観的なデータによる確かな根拠に基づいた政策立案（EBPM）を基本とし、費用対効果や

利便性をみても政策効果が高いと判断できる予算編成（ワイズスペンディング）を徹底すること。

また、歳入歳出全般について、無駄を省き、大胆な見直しを行うとともに、メリハリの効いた予算編成となるよう次の点に留意すること。

（１）財源の確保

財源には限りがあることを十分認識し、市税や地方交付税等の確保はもとより、国・県補助制度及び民間資金の活用、市有未利用地等の売却、市税滞納金や税外未収金の回収、受益に対する適正な分担金・負担金の徴収、使用料等の適正化、ふるさと納税制度の活用などあらゆる歳入確保策を講じること。特に、民間資金に注目し、民間・財団等が実施する助成制度等の情報収集に努め、積極的な活用を図り、新たな財源確保策に取り組むこと。

（２）事業の最適化・部局間連携の促進

社会変容や市民ニーズの変化を捉え、前例踏襲することなく、全ての事業について、ゼロベースによる見直しを行うこと。

特に、限られた経営資源を有効活用し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、行政評価の結果を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、妥当性・効率性・有効性等の視点により優先順位を精査し、事業の最適化を図ること。

また、複数の部局にまたがる政策課題については、組織の枠を超えて関係部局間で連携し、事業内容が重複することのないよう、事業の一元化を図ること。

（３）スクラップ・アンド・ビルドと終期設定

新規事業又は既存事業の拡充は、その事業が真に市民ニーズに基づくものか、本来市が行うべきものか、目的及び達成目標が明確になっているか、職員体制・業務量は適切か等について十分な検討を行い、その財源は既存事業の縮小、廃止などスクラップ・アンド・ビルドにより捻出すること。

さらに、新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定すること（サンセツト方式）とし、その期間は、原則として３年以内とするが、効果検証に基づき、適時、廃止を含めた見直しを行うこと。

（４）後年度負担の把握等

計画的な財政運営を確保するため、新規事業を含む各種事業について、常に人件費を含む後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分検討す

ること。

また、施設整備については、必ず計画段階から予算及び管理運営方法の方針を定め、事業化にあたっては、後年度負担の軽減を図るため、最も効率的な財源の活用が図られるよう配慮すること。

（５）役割分担の明確化と民間手法導入の推進

国、県、市、関係団体及び市民のそれぞれが果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、民間に任せることにより、サービスの質の向上及び経費の削減を図ることが可能な分野については、民営化や指定管理などこれまでの評価を踏まえて様々な民間手法を検討すること。

（６）公共施設等総合管理計画の推進

「真庭市公共施設等総合管理計画」の基本方針に留意して、公共建築物保有量の縮減を図り、維持していく公共施設等は、創意工夫による維持管理費・運営費の縮減や、事後保全と予防保全をバランスよく組み合わせるなど、ライフサイクルコスト（建築整備、維持管理、運営、修繕、解体までのトータルコスト）の最適化に努めること。

また、インフラ施設についても安全確保を最優先に、将来負担を考慮した計画的な維持管理を進めること。

５ 市債の活用方針

市債については、後年度の財政負担を考慮し、発行抑制を基調とするが、地方交付税により措置される市債（過疎債・辺地債等）については、適債性を判断した上で優先的に活用を図ることとする。

なお、市債活用にあたっては、各計画との整合が必要であるため、計画所管課及び財政課と事前協議の上、要求すること。

６ 基金の活用方針

基金については、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、優先的に取り組むべき事業へ活用するなど、適正かつ有効な運営に努めること。基金の活用にあたっては、基金所管課と予算要求課で協議の上、要求すること。

なお、将来に渡って経常的な歳出を伴う事業は、収支バランスを考慮した上で基金に依存

しないよう留意すること。

7 骨格予算

令和7年4月に市長・市議会議員選挙が実施される予定であることから、令和7年度の当初予算は、経常的な経費や継続的な事業に係る経費などを中心に計上する、骨格予算として予算編成を行う。

当初予算の要求については、新規事業などの政策的経費を含む、一年を通じた年間の経費を要求することとし、査定段階で当初予算事業（骨格予算）と補正予算事業（肉付け予算）に振り分けを行う。

なお、年度途中における補正は、次に掲げる事業等の特別の理由がある場合を除き、補正は行わないので、予測される全ての歳入、歳出について厳重に見積りを行った上で要求すること。

- (1) 国県等の補助事業採択等による事業
- (2) 人事異動及び給与改定に伴う人件費
- (3) 災害復旧事業
- (4) その他補正で対応することが適切と認められる事業

8 特別会計及び企業会計に関すること

特別会計への繰出金及び企業会計への補助金は、一般会計に多大な影響を及ぼしており、適正化を図る必要があることから、事業内容を十分に精査し、必要な見直しを行うとともに、次の点に留意すること。

- (1) 特別会計は、原則として独立採算制の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理的経費の増嵩を避け、それぞれの会計の設置目的に沿って、年間必要額の積算を行うこと。
- (2) 企業会計は、一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、経営の総点検を実施し、業務運営の合理化及び能率化に徹し、長期的見通しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化、効率化を基礎とした予算見積りを行うこと。

また、国が示す繰出基準等に基づかない基準外の繰出金（赤字補てん等）の解消を目指すため、計画的に縮減を図ること。

9 予算要求基準

歳出予算の分類及び要求基準は次に掲げるとおりとし、すべての経費において予算査定の対象とする。

（１）経常経費【経常Ａ】

行政運営上必要となる経費（施設管理費、行政運営経費等）については、令和 6 年度当初予算比 100%以内(0%シーリング)で要求すること。ただし、数年おきに発生する検査等の経費や、令和 7 年度以降に継続的に必要となる経費についても原則枠内で調整することとするが、やむを得ない場合のみ、枠外での要求を認める。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については、決算額の推移や今後の見通しを十分に勘案し、過大な算定とならないよう年間所要額を適正に見積もること。

（２）投資経費【政策Ａ】

普通建設事業等（ハード事業）に係る経費で、昨今の物価高騰の状況を考慮し、イニシャルコスト削減と事業実施に伴う人件費を含めたランニングコスト等の後年度負担についても検討を行い、事業の必要性、効果を明確にした上で、必要最小限の経費を要求すること。

（３）政策経費【政策Ｂ】

政策的事業（ソフト事業）、繰出金及び各種補助金等に係る経費であり、決算の状況も踏まえ、継続・拡充・廃止・新規事業の創設などについて判断し、実効性のある事業として要求すること。特に補助金については、交付対象及び目的、効果について十分に検証し、最少の経費で最大の効果を生み出す取組とすること。